



Title	雲林院の研究
Author(s)	音代, 拙雄
Citation	懷徳. 1929, 7, p. 46-62
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/88787
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

語である、當時粟特人や吐火羅人は、多く我が新疆に出入したから、故に今日猶其の遺物がある、惜むらくは我が國人は尙未だ此の種の古代語を研究するものがないから、これを研究せんと欲せば、勢ひこれを英佛獨の諸國に求めなければならぬ、たゞ宣統庚戌に露國人コズロフ大佐が、甘州の古塔に於て西夏文字の書を得而して天の時刻する所の河西文大藏經が、後また京師から出たので、上虞の羅福藎が始めて西夏文の讀に通じた、今蘇俄使館の參贊イバノフ博士が、更に西夏語音の研究をなしたが、其の研究の結果は尙未だ發表せられない。

此の外近く三十年中に於て、中國の古金石古器物の發見は、殆ど歳として出ないことはない、其の學術上の關係に於ても、亦未だ必ずしも上の五項に譲らないが、併し零星分散せるを以て、故に一々縷舉することはない、ただ此の五者は分量も最も多く、又近く三十年中に於ける特有の發見であるから、故に比してこれを述べた、併し此等の發見物は、世界の學者の全力を合せて之を研究しても、其の闡發する所は尙未だ其の半ばに及ばない、況んやこれより後の發見は、また正に自ら窮りないものである、これは少年の努力に待たなければならぬものである。(完)

雲林院の研究

音代節雄

はしがき

林先生によつて講せられてゐる大鏡の序に見ゆる有名な雲林院に就て、管見の及ぶ所を一巻にまとめた拙

稿のうちから、その一部分を掲載致します。淳和天皇の離宮紫野院が同天皇の天長九年三月十一日雲林亭と名が革り、清和天皇の貞觀十一年二月十六日寺院雲林院となり、鎌倉時代の末葉徳治の頃まで、京都の北郊紫野に存在しました。その間離宮であつたのは四十年、寺院として活躍したのは凡四百五十年であります。荒廢の年代は不明でありますが、徳治と元亨の間であらうと想像せられます。荒廢以來既に數百年今纔に紫野大徳寺門外に雲林院の名跡を讀ぐ一小堂がありますが、此堂は禪宗であつて、古の天台宗の遺鉢を傳へて居りません。雲林院の事蹟に就きましては、頗る苦心して調べましたが、創建年代、師資相承、廢寺の原因及年代等の如きは未だ不明に屬します。拙稿は二十二章から成つてゐて、到底載せきれませぬ。依つて今回は五章のみに止め、他日機會あらば、續稿を高覽に供し御批評を仰ぎたいと存じます。

第一章 紫野の閑寂

紫野院—賀茂の齋院—紫式部日記—紫野の名義—無名草子—西行法師

清少納言枕草子「野は」のうちにあげられてゐる紫野では、古くから春の花、秋の紅葉の美しさを追ふて、平安京の大宮人は、子日遊、さては遊獵にうち興じてゐた。「をかしき夕月夜、ゆゑある有明、花のたより、郭公のたづね所にまゐりたれば、院はいと御心のゆゑおはして、所の様は、いと世はなれ神さびたり、」と紫式部日記にある如く、風情ある夕月夜、あるは有明の月をめだんにはよく、山時鳥の初音をまだきにきくにも、こやなう靜寂のところであつた。院はすなはち、賀茂の齋院、村上天皇皇女選子内親王である。はづかに聞ゆるものとしては、秋の宵、嬌戀ふさを鹿の、北野ゆき紫野ゆき啼く聲のみであつた。紫野と名づけられたのは、武藏野近江託馬野はた河内の横野よりも繁く、紫草の密生してゐたためであらうか。淳和天皇はこの幽境を選び給ふ

て、天長の頃離宮の紫野院を御造營あらせられた。後紫野院は精舎に變つて雲林院となり、今日まで一千百餘年になるが、今は往時の片影だに見るを得ない。さても雲林院の名は紫野に因んで、聖衆の來迎をうけ、紫雲にのぼる意を寓せしめ給ふたものであらうか。げにもゆかしき名ではある。

紫野の名義に就て大徳寺の内陣案内の人から聞いたことであるが、寺から賀茂川の堤の方を打眺めたとき紫がかりて見えたので、紫野の名が起つたのであると。こは俗説に過ぎないと思はれる。無名草子に、紫野の宵のあはれさが美しう書かれてゐる、かかる折の殊更になつかしく滄桑の變のはげしさに且驚き且古を追懷しつゝ、著書は、烈日の下、塵の多い紫野を彷徨した。

無名草子（日本文學の大系本）

むげに老い衰へ、御世も末になりて、其のかみ参りなれて侍りけむ人も稚く、今の世の人もはかゞしく参る事もなき末の世になりてしも、九月十日よひの月あかりけるに、雲林院ウリシヤンの不斷の念佛の果てに参りたりける殿上人四五人ばかり、歸さに本院のみかどの細目にあきたるよりやをら入りて、昔より心憎くいはれさせ給ふ院のうち忍びて見むと思ひけるに、人の音もせずしめぐどありけるに、御前の前裁心に任せて高く生ひ茂るを、露は月の光に照らされてきらめきわたり、蟲の聲々かしがましきまで聞え、遣水の音のごやかにて、舟岡の風、風ひやゝかに吹き渡りけるに、御前の少し動きて、薰物カウの香いと芳ばしく匂ひ出でたりけるだに、いままで御格子ミヤコも参らで月など御覽じけるにやと、あさましくめでたく覺ねけるに奥深く箏の琴を平調ヒヤンテウに調べられたる聲、ほのかに聞えたりける。

無名草子は、文學と人物の評論の書で、右の文は最後に近いくだりで、紫野の齋院の事を記したところである。作者は不明であるが、黒川春村は應永頃の作であるとし、山岸徳平氏は建久正治頃に成つたのであらう

と云はれる。然しこれを以て「雲林院荒廢の期を決定する資料たり得るか否かは、後章に説く」雲林院の不斷の念佛が、後に説く菩提講をさしてゐるのか否かは、知られない但し西岡虎之助氏は菩提講である。説かれてゐる。(史學雜誌昭和二年七月)今の紫野は古の俤が少しも残つてゐず、其名のゆかしさに比してあまりにも雜然たる家の建ちやうである。眞夏の日に照らされて汗と暑氣に苦しみつゝ、著者は低徊趣味から、數時間を此野に費した。空想は空想を交へ、堪へ難き憧憬の心もて夢幻の時代に魂は飛んで行く。そこには紫式部日記や、無名草子に描かれてゐる紫野のすがたが、まざまざと、まなかひに浮んで来る。照りつける夏の日も忘れられて逍遙の數日が愉快に過される。

西行法師が雲林院の櫻を尋ねたであらうことは、夫木和歌抄の歌(第十五章參看)で知られる。しかも其歌は山家集には見ぬ。雲林院と相即不離の關係にあつて、雲林院の位置を決定する上に重大な價值を有する船岡山をも西行法師はたづねたが、雲林院のことは歌つてゐない。山家集下にある歌で、新千載集哀傷の部にも入つてゐる。

七月十五日月あかりにけるに舟岡と申す所にて

(の夜月イ)

(にまかりてイ)

いかで我今宵の月を身にそへて死出の山路の人を照らさむ

月明に乗じて舟岡あたりを歩いてゐる西行の姿が泛んで来る。山家集類題には雜の部にある。類題の哀傷の部に次の歌がある。十首のうちの一である。

院の二位の局身まかりける跡に十の歌人々よみけるに

船岡のすそ野の塚の數そへて昔の人に君をなしつる

ひイ

けんイ

此歌は玉葉和歌集雜四にも入つてゐて、詞書には「紀伊二位身まかりける跡にて」とある。紀伊の二位は、後

白河天皇の御乳母、少納言信西の後妻、もと待賢門院の女房であつた。(尾山篤二郎氏の西行法師全集による)院は鳥羽天皇の皇后で、西行法師が北面の武士であつた時代に紀伊の二位とは相知つて居たのであらう。此歌は直接雲林院の考證には關係ないが、紫野閑寂を證する一助ともなると思つて採つた。

第二章 雲林院の創建年代

離宮紫野院行幸―淳和天皇―天長六年十月―天長七年四月―

天長七年十月―天長八年十一月―

抑々雲林院の前身たる離宮紫野院の創建年代は、吾人の搜索し得た文献の範圍内にては、未だ詳にし得ない。天長六年淳和天皇離宮紫野院行幸の記事が、類聚國史に見えてゐるから、此年以前の御造營なることは知られる。おそらく紫野院の文献に現れたるものでは、最も年代の遡るものであらう。しかして史に、嵯峨天皇の御代には、紫野院に關する何等の記載なきところから察して、紫野の創建は、略々想像せられやう。即ち淳和天皇御即位後、天長元年から、此六年までの間に、離宮として御建立し給ふたと推定して、略々誤なからうと思ふ。雍州府志に嵯峨大皇此行宮に游獵し給ふた由記してゐるが、さすれば嵯峨天皇の御創建に係ることになる、しかし府志の著者が如何なる文献に依つたのか不明であるから、今直ちに從ふことは出来ぬ。北野及紫野一帶の地が、平安朝時代に於て、遊獵の好適地であつたことは察せられるが、かゝる關係で淳和天皇が離宮紫野院を御造營あらせられたのであらう。天長六年の行幸は日本紀略にも見わるが、今便宜上日本逸史の記事を引用する。(賀茂齋院記に見ゆる紫野院と此離宮紫野院とは別也)

天長六年冬十月丁未

丙辰^十。幸^ミ泥^ニ澤^ハ池^ハ。羅^ニ獵^ニ水鳥^ニ。御^ニ紫野院^ニ。山城國獻^レ物。日暮雅樂寮奏^ニ音聲^ニ。侍從並狩長五位及院領。山城國掾已上。賜^レ祿有^レ差。

國史第三十二帝王(國史)部十二天皇遊獵(大系本)

雍州府志に言ふ所の紫野が、嵯峨天皇の御遊獵の所であつたことは、北野と共に史に見わてゐるが、紫野院が同天皇の御宇に既に存在したことは見わてゐない。

日本紀略(國史大系本)

嵯峨天皇

○弘仁五年閏七月(日本後紀第廿三)

辛丑^{廿七}。遊^ニ獵北野^ニ。日晚御^ニ嵯峨院^ニ。賜^ニ侍臣衣被^ニ。

○弘仁八年八月(日本後紀第廿六)

甲戌^十遊^ニ獵北野^ニ。便御^ニ嵯峨院^ニ。賜^ニ五位已上及山城國掾已上衣被^ニ。

○弘仁九年八月(日本後紀第廿七)

己卯^{廿八}。遊^ニ獵北野^ニ。幸^ニ嵯峨院^ニ。令^ニ文人^ニ賦^ニ詩^ニ。賜^ニ侍臣衣^ニ。

○弘仁十年八月(後紀第廿七)

戊辰^{廿三}。幸^ニ嵯峨院^ニ。命^ニ文人^ニ賦^ニ詩^ニ。

○弘仁十一年八月(日本後紀第廿八)

丙子^太。幸^ニ北野^ニ。命^ニ文人^ニ賦^ニ詩^ニ。賜^ニ五位已上衣被^ニ。

○(同年)九月丙寅^{廿七}。幸^ニ北野^ニ。賜^ニ五位已上衣被^ニ。

○弘二十三年正月(日本後紀第三十)

丁巳^{廿五}。遊^ニ獵^ニ北野^一。

○(同年)九月甲寅^{廿七}遊^ニ獵^ニ于北野^一。

右の行幸は大抵八月で、秋の半である。秋の北野附近は眺美しかつたと思はれる。嵯峨院は國史大辭典に據ると大覺寺の前身なりといふ。

日本後記

嵯峨天皇

○弘仁二年九月

丁巳^{廿六}。遊^ニ獵^ニ于紫野^一。五位已上賜^ニ衣被^一。是月桃季華。

九月に桃の花の咲くのは所謂返り咲きであらうから、茲に特記されてゐるのである。

○十月戊子^{廿七}。遊^ニ獵^ニ于紫野^一。

天長六年行幸あらせられたミドロガイケは現に地名が存してゐて、梁塵秘抄卷第二の神歌に此地名を詠んだのがある。(佐々木信綱氏編 明治書院刊本)

何れか貴船へ參る道賀茂川みのさとみごろいけみごろさか畑井田しの坂や一二の橋山河さら／＼岩枕

紫野院へは其後屢々行幸があつて、祿を賜ふのが例となつてゐる。次の記事によつて察すると、紫野院の庭園は、鴨川に臨んでゐたものではなからうか。さうすると、現在の大徳寺よりは遙に東に寄つたところであつたらしい。

日本紀略

天長七年夏四月(日本後紀卷三十八)

乙卯^{十二}。幸鴨川^一。禊之。御紫野院釣台。觀遊魚^一。

天長七年冬十月^{辛丑朔}

乙巳^五幸北野^一。參議左近衛中將文室朝臣秋津獻物。御紫野院。侍臣及院領。山城國掾已上賜祿。

天長八年冬十一月

戊寅^{十四}。幸北野^一。便御紫野院。奏音樂^一。

清閑たる紫野の宵、離宮の奥から響く樂の音は、みやびやかなものであつたであらう。紫野の仙寰は特に天皇の御意に叶ふたのであつて、御讓位後も亦御幸になつてゐる。しかし何故か中送にして紫野院の名稱を變更し給ふた。紫野にある離宮に、同じ地名を以て離宮の名稱とするには、あまりに平凡過ぎたのであらう。しかし吾人には雲林院よりも紫野院の方が、重味とゆかしみを持つてゐるやうに考へられる。名義變改の理由は、吾人にはわからない。

後世まで永く存續して雲林院は、天長のはじめ生れ出でた。今を去る實に一千百餘年前である。

第三章 離宮としての雲林院

淳和天皇行幸天長九年三月—天長九年九月—淳和上皇御幸承和元年十月—仁明天皇行幸承和十一年八月

天長九年三月十一日、淳和天皇行幸の際、紫野院なる名義を雲林亭と改め給ふた。其原因は前章に述べた如く推定し得るし、また吾人が紫野の章に記したやうに、紫雲に因めるものでなからうか。而して此年より三十七年後、寺院になる前兆は既に此釋教的名稱に萌してゐると見られないこともない。類聚國史、日本紀略、

日本逸史共に同文である。

日本逸史

天長九年三月

癸酉^{十一}。鸞駕幸^三紫野院。御^二釣臺。院司獻^レ物。命^二陪從文人^一賦詩。御製亦成。賜^レ祿有^レ差。新擇^二院名^一以爲^二雲林亭^一。(在船岡山東)。第三十一帝王部
(北後爲道場)。十一天皇行幸下

三月十四日には皇后の行啓があつて、農事を御覽あらせられた。

日本逸史

天長九年三月

丙子^{十四}。皇后幸^二雲林亭。觀^二農業之風。賜^二扈從五位已上被^一。六位以下及殖田之男女等祿。日本紀略

紫野や北野に於ける遊獵の後は、大抵茲に行幸になつて、祿を賜はるのが例となつてゐる。

日本紀略

天長九年九月

乙卯^{廿六}。幸^二雲林院。賜^二侍從已上祿^一。

雲林亭がいつのまにか、雲林院に變つてゐる。亭と院とは違ふが、院の方が遙かに重味がある。天長九年以後、亭の字を使つたものは一も見當らない。

日本逸史

天長九年九月

乙卯^{廿六}。乘輿幸^二北野。試^二鷹犬。獵^二雙岳及陶野。幸^二雲林院。賜^二侍從已上祿有^レ差。第三十二帝王部
十二天皇遊獵

次の承和元年は、淳和上皇の御幸である。

續日本後紀

承和元年十月

壬午後太上天皇幸_ニ雲林院_ニ遊_ニ獵北郊_ニ有_ニ四園_ニ藏人所隼從_レ之。

仁明天皇の行幸は、承和十一年を以て、初見とする。爾後數年にして、雲林院は寺院となつた。其直接の原因は、仁明天皇の崩御にある。

類聚國史

承和十一年八月癸巳幸_ニ北野_ニ駐_ニ蹕雲林院_ニ閑覽_ニ池塘_ニ錫_ニ宴群臣_ニ日暮還_レ宮

嘉祥三年三月二十一日仁明天皇の崩御と共に、雲林院は離宮としての使命を終つた。爾來、雲林院は。常康親王の御意志によつて、精舎として、平安朝時代に活躍するに至るのである。後世に至る程、寺院と皇室との關係は、益々緊密になつてゆく。而して長講堂領を擁された持明院統が、南北朝時代に優越的勢力を示された如く、莊園の廣袤は、延いて重大なる經濟的決定權を有するに至るものであるから、かくの如く皇室と密接の關係にあつた雲林院が、後世迄存續してゐたとすれば、大覺寺の如く、史上著名な寺院たり得たかも知れず、また本山比叡山延暦寺の如く、皇室の爲に貢獻し得たであらうと思はれる。

文德實錄によると、草書を能くした藤原關雄は、淳和天皇の勅をうけて、雲林院の壁に筆を揮つてゐる。關雄は仁壽三年二月に四十九歳で卒してゐるから、その壁書をしたのは天長六年頃と推定すると、彼がまだ二十七歳の若年の時の事であつた。若し現今まで雲林院が儼存してゐて、幸に墨色などが尙鮮かに殘存してゐたならば、傳行成筆傳道風筆曰く何切と平安朝時代能書家の斷簡零墨すら珍重さるる今日、の多大の珍品で

あるものと、一入惜しき氣持もする。

文德實錄

關雄亦能_ニ草書_一南池雲林兩院壁皆令_下關雄書_{上レ}之也

法隆寺の壁畫が消ゆかかつてゐても貴重なるものであるごとく、壁畫は尠なる爲に價值多きものであらうのに。殘存せるものをあまり聞かない。かくして雲林院は淳和天皇の御愛好の離宮であつたと考へられる。離宮としての雲林院、即ち序曲的な雲林院は、以上で幕を閉ぢいよく寺院としての大使命に向つて躍進することとなる。

第四章 本 尊

千手觀音—十一面觀音—醍醐成身院—

現在の雲林院小觀音堂の提灯に、十一面觀音とあるから、今の本尊は是であるが、河海抄によると、昔の雲林院の本尊は、千手觀音であつたらしい。山城名勝志に

土人云、本尊觀音像、今在_ニ醍醐成身院_一

とある。名勝志の著者がかく土地の人から聞いて記してゐるが、此がはじめからあつた千手觀音其物であるか否かは、わからない。若し然りとすれば、如何なる縁で醍醐まで運ばれたのか、また醍醐と、如何なる關係にあるのか、是も吾人の疑問の一である。

河海抄の著者四辻善成は、元徳元年の生れであるから、著者の壯年時代から、吾人の推測する雲林院の荒廢の年まで溯ること、約五十年である。されば雲林院に關する事蹟は、比較的記錄などが豊富でもあり、また

古老の言をも徴することが出来たと思はれる。しかして河海抄は雲林院の本尊が千手観音であつたことを記してゐる唯一の資料である。

河海抄(國文註譯全書本)

雲林院は淳和の離宮なり、仁明天皇に處分し奉給次常康親王傳領、本堂は彼親王堂也、其後御願寺として天曆に實性僧都別當拜補せられなごして、殊尊敬あり、又天曆七年正月八日於雲林院令轉大般若又康和四年五月十四日始從今日於眞言院東寺雲林院蓮臺寺實相寺講仁王經限廿ヶ日竟之爲息災也本尊千手観音在靈驗云々又謙徳公之康保元年二月廿二日補雲林院別當予時參議從四位上小右記云定覺阿闍梨年來籠居雲林院也山城名勝志に、花鳥餘情云として此文を引用してゐるのは、河海抄の誤である。

現在の雲林院で聞くと、十一面観音は、最初からあつたといふ。しかしそれは本尊ではなかつたことは、前述の通りである。「本尊千手観音在靈驗」の文は、契沖の古今餘材抄に「御記云」としてあるが、宇多天皇醍醐天皇、村上天皇の御記のうち、いづれかであらうと思ふが、右の書には見付らぬ。寛平、延喜、天曆の三御記共迭して、はづかに藤原廣昵の抄録せるものしか現存して居らぬので、契沖が果して右の御記のうちに「千手観音云々」の文を目録したかは頗る疑はしい。或は河海抄から所引したのではなからうか。何れにしても、此千手観音が醍醐に現存せるか否かは調査の要あるものと認められる。

第五章 雲林院荒廢の年代

荒廢の時期―大徳寺長老妙超の證文―塔中念佛寺勸進の詞―此勸進詞の史的價值―貞享及寶永頃の雲林院―謠曲の文を以て雲林院の存在を證し得るや―結論

離宮紫野院の創建年代が不明なる如く、其後身雲林院の廢滅の時代も亦わからない。山城名勝志に引用されてゐる願蓮の勸進の詞は、未だ原本に接せぬけれども、徳治三年に雲林院の塔中なる念佛寺を修造せんとしてゐるのであるから、後二條天皇の御代には尙存在してゐたのである。かくして雲林院の存在は、少くとも徳治三年まで下り得るのであつて、元亨四年五月六日、雲林院菩提講東塔中、北寄二十丈大徳寺へ寄附され、大徳寺長老妙超が其證文を出してゐるから、元亨四年には、すでに雲林院がなかつたと解される。さすれば、徳治三年と元亨四年との間、即ち十四年の間に廢寺になつたものと云ひ得る。天長から此年まで凡四百七十年續いて來た法燈も、惜哉消れてしまつた。

山城名勝志所引(史籍集覽本)

念佛寺 雲林院内ノ内

徳治三年、勸進ノ詞云、勸進沙門願蓮敬白

殊十方檀那の芳思を蒙て、雲林院の内に念佛寺を修造せんとおもう事、

右雲林院は、曩代の草創、調御の蓮宮也、淳和の明主天長のむかしは、翠輦なひき幸路の跡をのこす、宇多の聖皇寛平の春は、鸞輿輦て、禪林の榮を開く、塔婆をいへば村上の勅願五佛の慈願を安置す、地勢をおもへは、城北の勝形、四神の具足にかなへり、云云、寛和ノ曆におよひて、一の梵宇をひらき、念佛寺となづけ、安置の本尊は、傳教大師の造、彌陀佛供養の唱導、楞嚴先徳云々、其より後、毎月朔の期をむかへて、菩提講の勤いたす、彼式文は、恵心の製作云々、去建治のころ、比丘尼正信、あまねく上下をすゝめて聊修造をいたす、不斷念佛の梵行をみす、下略 徳治三年四月日 沙門願蓮

右の文中、はじめは、淳和天皇の御草創なるを言ひ、「寛平の春」は即ち、宇多天皇寛平八年正月の行幸であつて

(第十二章參照)、日本紀略、扶桑略記、本朝文粹、菅家文章の記事に符合する。「塔婆をいへば村上の勅願、五佛の慈顏」は、すなはち、多寶塔と五佛像を指したので、應和三年三月十九日に竣工した。これも本朝文粹、扶桑略記、村上天皇御記、西宮記の記載と悉く一致する。(第十一章參照) 菩提講は有名なる、雲林院の菩提講で「毎月朔」とあるのも、色葉集や、中右記なども合致する。(第十三章參照)

菩提講寺址は、名勝志によると、大德寺の境内にあるこの事である。名勝志は寶永頃の作で「堂跡猶存」そのみあつて、小堂の存否は記していないが、それよりも以前、即ち貞享の頃に成つた、黒川玄逸の雍州府志には、一草堂を存するのみと言つてゐる。按ふに、後醍醐天皇以後、何れの時代にか、何人かが、舊刹名跡保存の目的を以て、小堂を建てたのであらう、而してそれが幸にも、途中建直しや、修理等を経て、今日まで残つたのである。大德寺に寺地が編入せられてからは、保存が容易になり、おそらく大德寺の手で、小堂を保つて來たと見るべきである。大德寺には之に關する資料なり、記録なりがあると思ふけれども、見る機を得ぬのは、吾人の研究を補ふ上に遺憾なことである。雍州府志に、草堂を存すところのは、今の觀音堂を言つてゐるのであらう。建物は勿論變つてゐるにしても。してみると、小堂が建てられてからも、かなり長年月を閱してゐるのである。

雍州府志(續々群書類從本)

雲林院 在大德寺東南三代實錄十六卷云雲林院故無品常康親王之舊居也貞觀十一年二月十六日親王以斯院附遍昭曰深草天皇賜斯院於某一天皇登遐某又爲僧此處永爲天台精舍而與爾勤行無怠當報罔極之恩云々相傳此處元嵯峨淳和兩帝游獵之行宮也爾後爲兩帝於茲修菩提講云 後醍醐天皇時此院屬大德寺今荒廢纔存一草堂世謂此村稱宇治伊是誤雲林院者也

右引用文のはじめに、三代實錄十六卷云云とあるが、十六卷には雲林院の記事が見えないから、多分四十六卷

の誤であらう。しかして名勝志に言へる、菩提講寺址が、大徳寺境内のどの邊になるのかも、大徳寺に就て未だ開く機なくて過ぎた。

要するに、雲林院は、吾人の推測によると、徳治三年と元亨四年との間に荒廢に歸した。然るに、それより以後に作られた、謠曲「夕顔」「雲林院」の二曲とも、雲林院を現實の如く取扱つてゐる。無名草子が、黒川春村の説く如く、應永頃の作であるとしても、言ふところは太齋院の時のことであるから、年代は平安朝時代に溯る。よつてこれは例外である。謠曲「雲林院」も、人物としては平安朝時代の在原業平や二條后が出て來るが、公光の動作は如何にも雲林院存在のやうに思はれる筆致である。しかし、これは、作者の夢幻的な技巧であつて、この曲の作られた室町時代に雲林院のなかつたことは、既に吾人の説いたところで明であり、また大徳寺文書なる後醍醐天皇論旨(第六章參照)によつても、室町時代に存在しなかつたことは肯定せられる。しかし、謠曲「夕顔」の詞章は、うつかりすると、つい釣込まれて、雲林院が當時存在した様に考へ違ひをするから、注意を要する點である。も一つ謠曲半菰には、「これは都紫野雲林院に住ひする僧にて候」と如何にも、現實の人物の様に書き始めてあるが、これも作者の空想であつて、雲林院儼存の理由にはならぬ。

謠曲夕顔(日本文學大系本)

ワキ詞「これは豊後國より出でたる僧にて候。さても松浦箱崎の誓ひも勝れたることは申せども、猶も名高き男山に參らんと思ひ、此の程都に上りて候。今日も今日も又立ち出で佛閣に參らばやと思ひ候。サシ謠尋ね見る、都に近き名所は、まず名もたかく聞わける、雲の林の夕日影、うつらふ方は秋草の、花紫の野を分けて、ワキ、ワキツレ上歌謠「賀茂のみやしる伏し拜み、く、糺の森もうち過ぎて、歸る宿りは在原の、月やあらぬとかちける、五條あたりのあばら屋の、主も知らぬ所まで、尋ね訪ひてぞ暮しける、く。ワキ詞「急ぎ候はごに、

これは早五條あたりにて有りげに候、不思議やなあの屋づまより、女の歌を吟ずる聲の聞之候。暫く相待ち尋ねばやと思ひ候。

右の文中、「名もたかく聞ける、雲の林」「紫の野」にて、はつきりと、紫野の雲林院なることを言明してゐるが、勿論、内藤藤左衛門が之を作つた（龍本作者註文及二百十番讀目錄）時に、雲林院のなかつたことは、前述の通りである。しかして二三行後に、業平の五條のあばらやなど、伊勢物語によつて、作爲したあとをみると、名もたかくなど書いてゐるけれども、實は想像に出たことは愈々明瞭である。内藤河内守の傳は、吾人は未だ調べることを得ないが、室町時代の人らしく、要するに此曲を以て、當時雲林院が存在した證據にはならない。以上述べたところによつて、雲林院の荒廢は、やはり、徳治三年と元亨四年の間十六年間の事であるのは、動かし難い事實であると思ふ。

江戸時代の文學で作者不詳の尤之雙紙、上の部三十四に「むらさきの物のしなく」といふ一節があつて、その中に雲林院が面白く紫づくしで書いてある。これらも紫野といへば雲林院を連想する程に有名であつた證據であるが、敢てその著作の時代に雲林院が堂々たる寺院であつたことを語つてゐるのではないことは謠曲と同巧異曲である。

紫の雲の林にきてみれば、紫衣きた僧の、紫檀の机によりかゝり、紫硯のふたをあけ、すみすりすましかかれたる、掛字のへうぐは何々を紫綾のさうのへり、紫地の錦の一字、紫絲のたくぼなり、扱牀わきをみてあれば、童一人ありけるが、紫かのこの小袖きて薄紫のくゝし帶、紫たびを穿きにけり。紫のふくさに茶わんのせ御茶を再々はこぼるゝ。其名をいかにと問ひければ、何となりとも、鰯とこそは申されたり。これも紫のうちなるべきか。（日本文學大系本）

清少納言枕草子を模したといふ此書の興味は、むしろ諧謔にあるので、枕草子の如き透徹犀利なるエッセイには比すべきものでない。

要するに雲林院荒廢の漠然たる年代は上述の如く推定し得るが、其廢寺の原因は未だ資料に接せず模糊として把握するに由もない。

新撰姓氏錄を讀みて

貝田四郎兵衛

吾人の祖先は、上古姓氏を備へないものが大部分であつた。而して姓氏は必ず名族に限られてゐた。書紀に姓氏の初めて見ゆるのは、物部氏、(垂仁紀二六年)、大伴氏、(景行紀四〇年)、中臣氏、(仲哀紀九年)などで、此の頃でもまだ姓氏をそなへないで、單に某氏の祖と記した人名が多くある。然るに仁德紀の頃になると、何時の間にか姓氏の具つた人名が出來た。允恭紀の頃には姓氏が混じて稍々もすれば、天下の秩序が亂れやうとしたので、之を糾明せられる必要が生じ、紀元一〇七五年、天皇の四年に盟神探湯カミタマシを行つて姓氏を正されたその後、世移り時變り姓氏はますます紊れた。姓氏錄上表に「甲姓聯レ衡、枝葉寔繁、派流彌衆」とあるのはその當時の状態をよく現はしてゐる。加ふるに奈良朝を経て、平安朝初期にかけては、朝鮮、支那から歸化した人々が益々繁殖して、何れが何れとも判ち兼ねる様になり、姓氏錄編纂の必要にせまられた。姓氏錄の序文に「萬方庶民、陳高貴之枝葉、三韓蕃賓、稱日本神胤、時移人易、罕知而言、實字之末、其爭猶繁、仍聚名